

「まん延防止等重点措置」の適用について

【期間】

令和3年5月16日(日)～6月13日(日)

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

石川緊急事態宣言の期間

5月9日(日)～5月31日(月)

→ 6月13日(日)まで延長

石川緊急事態宣言 対策①(外出自粛要請等)

＜以下の対応をお願いします＞

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に20時以降は厳に控える)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用、営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えていただくこと
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えていただくこと
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 医療機関・高齢者施設等における面会は自粛していただくこと
- 発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えていただくこと

石川緊急事態宣言 対策②(飲食店への時短要請等)

◎飲食店の時短要請(5月12日～5月31日) → **6月13日まで延長**

・金沢市 : 5時～20時までの時短営業

(5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)

・金沢市以外 : 5時～21時までの時短営業(法第24条第9項)

◎カラオケ設備の利用自粛要請(5月12日～5月31日) → **6月13日まで延長**

・飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛(終日) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

(金沢市:5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)

(金沢市以外:法第24条第9項)

追加

◎**酒類提供の自粛要請(5月16日～6月13日)** **金沢市**

・飲食店における酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の自粛

(終日)(法第31条の6第1項) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

石川緊急事態宣言 対策③(一時支援金・月次支援金)

| 事業名 | | 一時支援金 | 月次支援金 |
|--------------|-------|---|--------|
| 対象月 (基準月) | | 1月～3月 | 4月～ |
| 給付要件 | | 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること (食品卸業者(酒屋など)、旅館・ホテル、タクシー、土産店など) | |
| | | 2019年又は2020年の同月比で50%以上減少 | |
| 給付額 (上限額) | 中小法人 | 60万円 | 20万円/月 |
| | 個人事業者 | 30万円 | 10万円/月 |
| 申請スケジュール | | 3月8日～5月31日 | 6月以降 |

ご不明な点については下記にお問い合わせください。

TEL : 0120-211-240

※8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

石川緊急事態宣言 対策④(集客施設への時短要請等)

| 対象施設 | 要請内容 |
|---|---|
| <p>(I) イベント関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど ・ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など | <p>【金沢市】</p> <p>[1000㎡超] 20時までの時短要請 (5月16日～6月13日) (法第24条第9項)</p> <p>[1000㎡以下] 20時までの時短協力依頼 →6月13日まで延長</p> <p>※(I)(II)についてはイベント開催時は21時まで ※映画館は21時まで</p> |
| <p>(II) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、バッティングセンターなど ・ 博物館、美術館など | |
| <p>(III) 参加者が自由に移動できる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く) ・ スポーツクラブ、ゲームセンターなど ・ 遊興施設(バー、キャバレーなど) ・ その他サービス業(生活必需サービスを除く) | |
| <p>【金沢市以外】 21時までの時短協力依頼 →6月13日まで延長</p> | |

石川緊急事態宣言

対策⑤(集客施設への時短要請に係る協力金について)

◎対象区域

金沢市(重点措置を講じるべき区域)

◎支給額

| 大規模施設 (1,000㎡超の施設) | テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者) |
|--|---|
| 時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 | 時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 |

石川緊急事態宣言

対策⑥(イベント開催についての要請)

◎対象区域 県内全域

| 期 間 | 収 容 率 | | 人数上限 |
|---------------------|--------------------------|-------------------------|--------------|
| 5月16日 ～ 6月13日 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの | 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 5,000人 以下 |
| | 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) | 50%以内 (席がない場合は十分な間隔) | |

※収容率か人数上限の小さい方を限度

※イベント参加時には、スマートフォンによる接触確認アプリ(COCOA等)をインストールすることを推奨

※入場整理を徹底

石川緊急事態宣言 対策⑦(県有施設等の対応について)

- ・ 兼六園、いしかわ動物園、のとじま水族館、ふれあい昆虫館などは臨時休園・休館
- ・ 県立美術館や歴史博物館をはじめとした文化施設などは、県主催のイベントは中止・延期

※ライトアップも中止

期間：5月31日まで → 6月13日まで

県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう要請

石川緊急事態宣言

対策⑧(事業者への協力依頼)

<以下の対応をお願いします>

- 職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減を目指す
- 20時以降の外出抑制を図る観点から、事業の継続に必要な場合を除く、可能な限りの20時以降の勤務の抑制
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力な推進
- 職場における感染防止のための取組(事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策等)や「三つの密」、感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底

石川緊急事態宣言

(対象期間：**6月13日まで延長**)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも
「新しい生活様式の実践」、「接触の回避」と
「飛沫の防止」の徹底、「ワクチンの接種」
について、ご協力をお願いいたします